



社団法人

日本心理学会認定心理士 資格申請の手引き

第4.1 ダウンロード版

巻 頭 言

社団法人日本心理学会 理事長

岩崎 庸男

認定心理士制度が発足してから、今年で17年目を迎えることになりました。そしてこの間、2万人以上の認定心理士が誕生しております。とくにここ数年間の認定心理士取得者数の増加は、目を見張るものがあります。これは、「時代とともに」この資格の必要性が認識されつつあることを示していると思われまます。近年の大学における学部・学科の多様化に伴い、学科名も多様化し、教育課程（カリキュラム）も複合化しています。したがって、これらの学科において表面的には心理学を履修しているようには見えなくとも、心理学の基礎を確実に修得していることを本学会が認定するこの制度は、現代における大学卒業生の多くの方々に歓迎されていると考えられます。また、仮に「心理学科」を卒業しても、質の保証のために認定心理士を取得したいと考える方々に、この認定心理士が役に立っていることと思われまます。

21世紀は「こころの時代」といわれています。教育、医療、保健、福祉、産業、司法等、ほぼすべての領域において、心理学の貢献がこれほど求められる時代はなかったといえましよう。しかし、各領域における具体的問題・課題は、当事者の創意・工夫に基づく課題解決力に係っており、認定心理士で認定するものは、そのための基礎的な知識や考え方であるといえます。したがって、認定心理士取得後も一層の研鑽に励んでいただきたいと願っておりますし、またそのために「認定心理士会」では、研修の機会も設けております。

認定心理士資格申請の手引きは、これまでの間、幾度か改訂されてきました。しかし認定心理士として認定する基本的な基準は、本制度の発足時から大きくは変わっておりませんので、認定基準は「時代を超えた」存在であります。心理学の基礎資格として求められるものは、時代の変化に大きくは左右されるものではないといえましよう。

私事にわたりますが、私も本制度発足時に認定心理士(第4号)を取得しました。本制度の意義が社会的により広く認知され、また認定心理士の信認がより確かなものとなることを祈念しております。

2007年10月

新手引きの発行にあたって

社団法人日本心理学会 認定心理士資格認定担当常務理事

横田 正夫

社団法人日本心理学会認定心理士資格申請手引き 2007 年版ができ上がりました。この手引きに従って今後認定手続きが行われることとなります。本手引きは認定基準ワーキング・グループの討議を経て作成されました。新手引きにおいては、(1) 認定心理士の認定に関する基準は、日本の心理学の内容とあり方に対する基準を示すべきである、(2) 認定心理士資格は、ほかの心理学関連資格における基礎資格として位置づけられることを期待する、といった点を確認しながら、認定基準が見直されました。

認定心理士の認定に当たって、基準を示す、ということで a 領域（心理学概論）、b 領域（心理学研究法）、c 領域（心理学実験・実習）については特に厳格に規定されています。本手引きで述べているようにこれらの領域の基礎科目を修得していることが心理学の根幹を学習したことを示すとの考え方に基づいているからです。しかし、これまでの申請において、これらの b 領域と c 領域の内容をひとつの科目でカバーするケースが多く見受けられ、認定委員会で議論の的になることが多くありました。そこで新手引きでは、b 領域と c 領域にまたがる科目についても、両領域に単位を振り分けて認定ができるように改めました。また最近多くの大学で Semester 制を導入するようになりました。そこで心理学関係科目修得単位表に期間の欄を設け“通年”、“半期”、“集中”といずれかで開講期間を明示するように改めています。

基礎資格として位置づけるためには、認定基準に偏りがあるといけないので、ワーキング・グループで慎重に審議し、単位認定基準の該当例には内容の拡大解釈を防ぐために各科目の典型的な科目名称例を挙げました。こうした該当例を示すのは、従来の科目例示では確認できないような新しい科目名称が用いられるようになってきた例が多く認められたためでした。また基礎的教育を受けていることを保証するために、各科目領域に必要とされる最低単位数を見直し、従来 3 単位であったものを 4 単位に改めました（c 領域に関しては従来通り 3 単位が必要最低単位数です）。

2007 年 8 月現在認定心理士の数は 21,000 名を超えました。認定委員会が 2 か月に 1 度の割合で行われておりますが、申請者の数は、ここ数年の間毎年 500 名ほど増加し続けております。今後もこの傾向が続くと期待されます。こうした認定心理士のサービスとアフターケアがますます重要な課題となろうと思いま

す。そうした課題にこたえるために日本認定心理士会が設立され、研修会、講演会の開催、情報誌「心理学ワールド」の送付などを通して相互の情報交換や相互研鑽の機会が提供されております。認定心理士を取得後には日本認定心理士会への加入もお願いいたします。

本申請手引きの作成に当たりワーキング・グループの先生方、ならびに事務局長久野洋子さん、事務局員坂田須美子さんのご協力に感謝いたします。

目 次

巻頭言	岩崎庸男
新手引きの発行にあたって	横田正夫

I. 認定心理士の概念

1. 認定心理士とは
2. 認定心理士資格認定制度
 - (1) 認定制度制定の目的
 - (2) 認定心理士資格の性格
 - (3) 認定心理士研修会
3. 日本認定心理士会

II. 認定心理士資格申請の方法

1. 認定心理士の認定過程
2. 認定心理士資格の基礎条件
 - (1) 学 歴
 - (2) 滞日経験
 - (3) 修得単位
 - (4) 費用支払
3. 単位認定基準(資格取得に必要な科目と単位)
 - (1) 基礎科目
 - (2) 選択科目
 - (3) その他の科目
4. 認定心理士資格の取得手続き
 - (1) 申請の種類
 - (2) 認定心理士資格の取得手続き

III. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

1. 認定心理士資格認定制度の経緯
2. 認定心理士関係諸規則
 - (1) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則
 - (2) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度手続細則
 - (3) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会規程
 - (4) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則
 - (5) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則別表

I

認定心理士の概念

1. 認定心理士とは

「社団法人日本心理学会認定心理士」（英文名：JPA Certified Psychologist，以下、認定心理士とよびます）の資格は、「社団法人日本心理学会」（英文名：The Japanese Psychological Association, JPA，以下、日本心理学会とよびます）がその資格取得希望者に対して、“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを確認するもので、2007年6月現在において、日本心理学会が心理学に関して認定している唯一の資格です。

この「認定心理士」の認定母体である「日本心理学会」は、日本の心理学の歴史のなかでは最も早い時期に設立された学会のひとつで、現在活動している40余りの全国規模の心理学関連学会のなかでは基礎領域から応用領域まで幅広い専門領域にわたった会員を擁している最大規模の総合学会で、日本の心理学の発展に中心的役割を果たしてきた伝統をもち、かつ、現時点では心理学関連諸学会のなかでは唯一の社団法人の資格を備えている学会です。

I. 認定心理士の概念

2. 認定心理士資格認定制度

(1) 認定制度制定の目的

「認定心理士」資格認定制度は，“心理学専攻者の専門性の向上に資するため”に設けられたものです。近時，心理学関係の業務が次第に増加し，今後もその重要性が認識されてくることが見込まれる一方で，大学における心理学関係の学科名が学際性を帯びてきたことから，必ずしも「心理学」という直接的名称が使われていない場合が多々生じてきていることなどに鑑みて制定されたものです。次のような考え方が基盤になっていると考えてよいでしょう。

- ① 正規の心理学の教育課程の本来あるべき姿を示すことによって，心理学教育がその時々々の時流に沿って安易なかたちに変容したり，心理学の内容が不当に歪んだかたちで捉えられたりしないように，実証科学としての心理学の本質を心理学界の内外に明確にしておく配慮が必要である。
- ② 心理学の基礎を正規の課程で修得していることを，対外的に保証する制度を「日本心理学会」といういわば伝統をもった学会の権威において制定し，例えば，心理学関係者を雇用する必要がある機関・組織に対して客観的なひとつの外的基準を設けて，学術団体である学会としての社会的責任の一端を果たすことが必要である。
- ③ 心理学関係資格の認定制度に対してひとつの基礎基準を設定することで，既設または今後制定される可能性がある専門性が高い種々の心理学関係の資格の基礎としての役割をもたせることによって，将来，心理学関係の資格間の整合性に寄与する。
- ④ 認定制度を制定することによって，心理学に対する社会的認知性を高めるとともに，とくに，この制度を若手の心理学専攻者の社会的地位の向上に役立たせ，さらに，副次的に心理学の資格取得を目指す大学在学者に対しても明確な方向と内容をもつ目標を与えることができる。

I. 認定心理士の概念

2. 認定心理士資格認定制度

(2) 認定心理士資格の性格

現時点では、心理学という学問領域に関しては、医師・弁護士・看護師・薬剤師・初等中等教育教員その他の資格のように、法律によって定められている国家試験による免許制度はありません。したがって、「認定心理士」という資格は、いわば業界内で定めた認定資格のひとつとして位置づけられるべき性格をもったものであり、法律によって一定の業務を独占的に遂行することを保証する資格ではないので、資格の取得に伴い直接的な権益が直ちに得られるものではありません。

この資格は、形式的には認定資格取得希望者が「認定心理士」に認定された時点で心理学の標準的な基礎知識と基礎技術を習得していることを社団法人である「日本心理学会」が正式に認めているということを意味しています。その限りにおいて、この資格は心理学の専門家としての業務にこれから携わりたいと考えている人、あるいは、すでに携わっている人にとっても、有用な意味をもつことになるでしょう。

I. 認定心理士の概念

2. 認定心理士資格認定制度

(3) 認定心理士研修会

「認定心理士」は、一度認定されればその資格を更新する必要はありません。その意味では大学や大学院を卒業したことを教育組織体が認定する場合と同様です。しかし「認定心理士」という資格を取得し、心理学の専門家としての業務に従事し、円滑に業務を遂行していくためには、当然、その時代に応じて必要な標準的な基礎知識および基礎技術を維持していく必要があります。このためには、できれば心理学全体の新しい情報や知見を幅広く習得する場が設定されることが期待されます。

このような情報や知見は、「認定心理士」が種々の専門学会に所属するなど、自らの努力によって習得していくことが必要ですが、日本心理学会では、こうした期待に応えることができるように、「認定心理士」のための研修セミナーや講習会などを随時開催しています。これを「認定心理士研修会」とよんでいます。

この研修会の効果を一層あげるためには、長期的展望に基づいた研修課程全般の計画的プログラムを作成する必要があります。このほかにも「認定心理士倫理綱領」の作成、「認定心理士会」の活動の充実によって、「認定心理士」の資格取得の意義もより一層深まっていくものと考えられます。

I. 認定心理士の概念

3. 日本認定心理士会

日本認定心理士会（2001年4月14日発足）は、この資格を有する人たち相互の情報交換、連絡連携を強め、また、相互研鑽を目的とする活動を、全国5地区に支部を置き、行っています。入会すると研修会、講演会、シンポジウム、研究会などの諸活動に参加でき、ニューズレターや会員名簿、日本心理学会発行の情報誌「心理学ワールド」が送付されます。「認定心理士」の資格を取得した後に入会することができます。

認定心理士資格を取得後、入会をご希望の方は、日本認定心理士会事務局にご連絡ください。

（日本認定心理士会事務局：(株)創林社内、〒162-0825 東京都新宿区神楽坂5-32 武田ビル301、Tel & Fax：03-5261-9064）

II

認定心理士資格申請の方法

1. 認定心理士の認定過程

「認定心理士」は「社団法人日本心理学会」が「理事長」の名において認定する資格ですが、実際の認定手続きは学会から認定心理士認定の審査に関する業務一切の委嘱を受けている「社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会」（以後、「認定委員会」とよびます）が行います。

認定委員会は、申請者が提出した「心理学関係科目修得単位表」に記載された内容を中心とする書類審査によって認定の可否を決定します。この「心理学関係科目修得単位表」は、申請者が学会所定の様式で記載したものです。この単位表の「基礎科目」・「選択科目」に割り付けられている「科目名」（開講された講義・演習などの正式題目）、担当者氏名・職名、単位数、学年、期間、および、その科目の内容がその認定領域に対して妥当なものか、「領域」ごとに規定されている必要単位数を満たしているか、単位数が基礎科目・選択科目の各「小計」および「総計」でそれぞれ規定の単位数を満たしているかが検討されます。

この認定には、面接試験や筆記試験・実務審査などはありません。また、一定期間ごとに行う更新の必要もありません。したがって、一度認定を受ければ、「社団法人日本心理学会認定心理士認定制度規則」による取り消しの例外的措置を除き、資格を失うことはありません。

認定心理士の資格申請は、資格取得希望者が個人の資格で申し込むことを原則としています（ただし、大学があらかじめカリキュラム内容に関して日本心理学会から承認を得ている場合、大学の指導により希望者の申請書を一括して取り扱うこともあります。認定委員会では、個人から提出された「心理学関係科目修得単位表」の記載内容が一定の基準に達していると判定した場合は申請者を「認定心理士」として認定することを決定し、その旨を申請者に通知します。通知を受けた申請者からの「認定料」の払込の手続きなどが完了した時点で日本心理学会事務局に整備されている「日本心理学会認定心理士名簿」に認定資格取得者として氏名を登録し、事務局から「認定心理士認定証」と、認定当時の写真を貼付した「認定心理士証（IDカード）」を送付いたします。

認定委員会で所定の基準に達していないと判定された場合も、申請者にはその旨通知します。また、審査段階で記載事項に不備・不明確な部分があったり記載内容に疑問があったりして合否がすぐには判定できないことがあります。このような場合、事務局を通して申請者本人に直接問い合わせたり書類の再提出を求めたり、内容によっては、証明した教員、または機関に問い合わせたりすることがあります。これらの場合は審査の

判定は「保留」になり，回答を待つて「再審査」ということになります。

認定委員会は原則的には年およそ6回開催されますので，通常は申請書類提出後2～3か月以内に結論が出ますが，再審査になると最終審査結果が得られるまでにさらに2～3か月かかることになります。なお，認定業務の現況は認定委員会から「日本心理学会理事長」，「日本心理学会理事会」，および「総会」に定期的に報告されることになっています。

II. 認定心理士資格申請の方法

2. 認定心理士資格の基礎条件

認定心理士の認定には、原則として次の4条件が満たされていることが前提になります。

- (1) 学歴：四年制大学を卒業して学士の単位を取得しているか、あるいは、大学院修士課程または博士課程前期課程を修了して修士の学位を取得していること

ここで四年制大学とは、「学校教育法」で定められている日本の四年制大学を指しています。認定心理士の資格認定は、基本的には大学において心理学を専攻して卒業していることが期待されています。

しかし、大学における教育課程が現在多様であることに鑑み、認定資格細則（III-2-(4)参照）が認める心理学の教育を受け、かつ、同細則が指定している所定の単位を取得していれば、心理学の関連領域を専攻した者でも認定の対象にしており、大学における卒業学科をとくに指定していません。

学士または修士という規定は、最低の学歴が大学卒業ということを前提にしているので、仮に必要単位を取得していても卒業前には資格を認定しないということ、および、大学を卒業しないで大学院に進学した者も、規定の単位を取得して修士の学位があれば資格認定の対象にするということを意味しています。

II. 認定心理士資格申請の方法

2. 認定心理士資格の基礎条件

(2) 滞日経験：16歳以降通算2年以上日本に滞在した経験を有していること

滞日経験が2年以上というのは、この「認定心理士」という資格が日本において認められる資格であることを意味しています。外国における四年制以上の大学または大学院（ただし大学評価・学位授与機構、大学基準協会等の評価を受けた大学・大学院に限る）において日本の四年制大学における心理学の教育に相応する教育を受けた者で、認定資格細則で指定している内容に相応する所定の単位を取得していると判定された者は、16歳以降2年以上日本に滞在した経験をもち、日本語で所定の申請書を提出すれば、国籍を問わず認定の対象になります。

16歳以上というのは外国の大学を卒業した者でも卒業直後に認定資格が得られるように配慮したものです。また、2年という年限は、例えば日本の大学院などに留学した外国人にも本人が希望すれば取得の機会を与えることが可能になるように配慮したものです。

II. 認定心理士資格申請の方法

2. 認定心理士資格の基礎条件

(3) 修得単位（資格取得に必要な単位）：認定心理士認定資格細則が指定する心理学関係の所定の単位を取得していること

認定心理士の資格認定に必要な単位は「基礎科目」と「選択科目」の2種に「その他の科目」を加えた3種類に分類されています。

このうち、「基礎科目」は3領域の合計で最低12単位以上、「選択科目」は5領域の合計で最低16単位以上、および「その他」の心理学関係の単位を加えた総計36単位以上の単位が必要と決められています。

- ① 基礎科目 下記3領域について、a, bは各4単位、cは3単位以上を含む基礎科目合計12単位以上であること
 - a. 心理学概論
 - b. 心理学研究法
 - c. 心理学実験・実習
- ② 選択科目 下記5領域中3領域で各4単位以上を含み、合計16単位以上であること
 - d. 知覚心理学・学習心理学
 - e. 生理心理学・比較心理学
 - f. 教育心理学・発達心理学
 - g. 臨床心理学・人格心理学
 - h. 社会心理学・産業心理学
- ③ その他の科目 (①と②の合計単位数が36単位以上の場合には必ずしも必要ではない)
 - i. 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究
- ④ 総単位 総計36単位以上

「基礎科目」にはa, b, cの「領域」があり、これら各「領域」に相当する科目のうち、a, b領域についてはそれぞれ最低4単位、c領域では最低3単位以上取得していなければならないという条件があります。このa, b, cの3種の「基礎科目」は内容的にかなり厳格に規定しています。これはこの「基礎科目」を修得していることが心理学の根幹を学習したことを意味するという考え方に基づいているからです。

「選択科目」にはd, e, f, g, hの5種の「領域」があります。各「領域」にそれぞれ2種の心理学の分野を示しています。これらは広義には研究対象や研究方法および研究視点などの点で互いに近接している分野を意味しており、各「領域」ごとの単位

の認定に関してはどちらの「領域」に対する単位でも構いませんが、最低4単位以上取得していれば、その「領域」の心理学分野を履修しているものと認めます。

「選択科目」としては、全5領域中、少なくとも3領域でそれぞれ4単位以上、「選択科目」全体の合計としては最低16単位以上を履修していることが資格認定の基礎条件になっています。

「その他」の科目は、原則的には、卒業論文・卒業研究や上記の「選択科目」におけるいずれの「領域」にも入らないが心理学関係の講義・演習と見なしうる単位です。

なお、心理学関係の科目かどうかという判定は、その内容にもよりますが、担当者が心理学者かどうかということも判断の材料になります。ここで心理学者とは、原則として、日本心理学会の正会員または「認定心理士」であることを基準にしています。

「卒業論文」・「卒業研究」は必須ではありませんが、その教育機関で卒業論文・卒業研究自体に正規に単位を割り当てている場合に限り、その単位を「その他」の科目の単位として「総計」に加えることができます。ただし、その教育機関で規定している単位数のうち、最大4単位までとします。「卒業論文」・「卒業研究」は、仮に論文の内容が「基礎科目」・「選択科目」のいずれかの「領域」に対応した主題であっても、その単位を「基礎科目」や「選択科目」の単位にすることはできません。

なお、ひとつの開講科目の単位を複数の「領域」に分割して割り当てることはできません。(ただし、基礎科目として申請されたもののうち、心理学研究法と心理学実験・実習の双方を含むような内容となっている科目については、認定委員会の判断により、シラバスに記載された内容に応じb, c領域に単位を分割して振り分けることがあります。)

ところで、後述の単位認定基準の該当例に「基礎科目」・「選択科目」における各科目には典型的な科目名称例を挙げてありますが、これは内容の拡大解釈を防ぐためのものです。各「領域」に対応した講義題目は実際には大学によって種々の名称が用いられ、必ずしも一定していないので、実際の講義題目は上記の科目の字句どおりのものでなくても差し支えはありません。当然、どのような名称の講義題目であればその「領域」の科目に対応するかという疑問が出るでしょうが、講義内容や実験内容が各領域・各科目の認定基準に合致していることが必要です。申請書に講義内容や実験実施内容まで記入することが要請されているのはこのためです。

なお、「心理学関係科目修得単位表」における各「領域」に対応して申請者が記入した講義・演習などの割り付け方が不適切で、割り付け方を若干変更すれば所定の条件を満たすことが審査過程で判明した場合には、申請者に連絡することなく認定委員会の責任において割り付け方を修正した上で認定することがあります。

したがって、以上の各基準を満たし、かつ、総計36単位という条件を満たしていればそれ以上の修得単位は申請書に記入しなくても本来的には問題ありませんが、従来、審査過程において「領域」の割り当てと開講科目の内容の認定基準に対する適合性に疑問が生じる場合が多々生じている状況から考えると、認定委員会で処置できるように、実際には多少必要な総計(36単位)を超える修得単位表を作成して申請していただく方がよいでしょう。「基礎科目」・「選択科目」における各「領域」の単位認定に関

する一般的基準の詳細は後述します（II-3 参照）。

なお、認定に必要な単位は、四年制大学、大学院、あるいは2種以上複数の教育機関で修得した単位でも、その単位がすべて文部科学省令「大学設置基準」で決められている時間数・内容を満たしている単位、または、これに準じていると認定委員会で判定した単位であれば、いずれも認定の対象になります。短期大学等から四年制大学へ編入した場合、短期大学等で履修した科目を認定心理士資格取得の科目として申請するためには、その科目（単位）は編入先の大学の単位として認定されたものでなければなりません。

II. 認定心理士資格申請の方法

2. 認定心理士資格の基礎条件

(4) 費用支払：審査料および認定料の払込が完了していること

認定心理士の審査に必要な「審査料」、および、認定された後の認定登録と認定証交付に必要な「認定料」は、次のとおりです。

- ① 審査料 10,000 円
- ② 認定料 30,000 円

「審査料」は申請者が申請時に学会事務局に払い込むもので、「認定料」は事務局から認定心理士の認定通知を受けた時点で申請者が払い込むものです。認定証などは「認定料」の払込が終了したことが確認された後に発送されます。一度払い込まれた審査料・認定料は原則として返却されません。

なお、心理学を担当する大学等教員（日本心理学会会員）の資格認定については、別途優遇措置があります。

Ⅱ. 認定心理士資格申請の方法

3. 単位認定基準（資格取得に必要な科目と単位）

ここでは、認定心理士の資格を取得するためにどのような科目（単位）を修得していなければならないかを説明します。

「基礎科目」と「選択科目」の「領域」で要請されている単位の内容は次のとおりです。すでに述べたように、科目名称もさることながら、講義内容の実質が重要なのですが、申請にあたってどの「領域」にどの修得単位を対応させたらよいかという疑問があると考えられますので、参考として一般的に認定される科目名称の例を挙げておきます。申請にあたってはこれらを参考にして所定の各「領域」に対応すると考えられる修得単位を慎重に選択して記入してください。ただし、基準に合致するか否かの最終判定はすべて認定委員会の権限において行います。

基本主題と副次主題

各「領域」ごとに「主旨」・「基本主題」・「副次主題」という項があります。「主旨」とはその「領域」の単位取得に関するいわば理念的な説明で、許容範囲以上の拡大解釈を防ぐ意味で基本的枠組を示している項です。

「基本主題」というのは、いわば「認定心理士」に求められる最も重要な必修的知識または技術の部分です。それぞれ「基本主題」に相当する内容をもった科目を修得していることが最も望ましい標準的な単位取得のかたちといえます。各「領域」の「基本主題」の項に典型的な該当例が示されています。

「副次主題」とは、当該領域の「基本主題」としては認められないが、若干条件を緩くしてこの「領域」に含めて単位を認定する主題のことです。

各「領域」とも規定の最低4単位（c領域では3単位）のうち少なくとも2単位分は「基本主題」に対応した単位でなければなりません。残りの単位は「副次主題」に対応する単位でもよいことにしています。「副次主題」は原則として修得単位数の2分の1が認定の対象になります。

(1) 基礎科目

「基礎科目」に関する単位は、すでに述べたように、a、b領域それぞれが4単位以上、c領域は3単位以上で合計が12単位以上という規定になっています。

この12単位以上というのは、「基本主題」の単位数と「副次主題」でその「領域」の認定対象にした分の単位数とを合計したもの（「認定単位数小計」）です。「心理学関

係科目修得単位表」の「基礎科目」の「修得単位数小計」欄には、修得単位数をそのまま加えて記入してください。

参考のために、以下の「副次主題」の項に審査過程でその「領域」で副次主題にも該当しないと判定される不適当な単位例を挙げておきました。これらの不適当な単位は、「基礎科目」の認定基準としての単位数には加えることはできませんが、その単位が心理学に関係した単位である限り、「選択科目」や「その他の科目」の項目などに割り当てて単位の総計に加えることができます。

b, c 領域については、開講期間、時間数、扱った主題や課題の内容について記載されている、シラバス等の補足資料によって適合性を判断いたします。

また、b, c 領域については、科目内容により、その内容の構成配分比に応じて、修得単位を b 領域と c 領域に分割して振り分けることができます（その判定を希望する場合は、さらに詳細な資料を添えて申請することが必要となる場合があります）。

a. 心理学概論

- **主 旨** 心理学を構成する主な領域に関する均衡のとれた基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。
- **基本主題** 基本的には、心理学の基礎分野、例えば、知覚・認知・学習・記憶・言語・思考・人格・動機づけ・感情・発達・社会行動などの「領域」を中心とした概説的な「講義」であること。ただし、学習・発達・人格・評価などの「領域」を中心とした教育心理学の概論的な講義でもよい。その意味でこの「領域」は多少幅が広がっており、共通（一般、教養）教育課程や教職課程として行われた心理学・教育心理学の講義や行動科学系の講義でも、内容が心理学中心の概説的な講義であれば認定の対象にしています。

[該当例] 心理学概論，教育心理学概論，基礎心理学，一般心理学，心理学中心の行動科学概論・行動科学など。

- **副次主題** 心理学史，社会心理学概論，学習心理学概論，人格心理学概論，発達心理学概論，臨床心理学概論など，基礎心理学の下位領域に対する個別的概論などの講義は，単独ではこの「領域」に対する認定単位の基準に達しているとは認められませんが，修得単位数の2分の1だけは認定の対象にできます。「概論」・「概説」という用語が開講講義名に付されているかどうかは必要条件ではありません。

[該当しない例] 特定の基礎領域の特殊講義，特定の心理学説中心の講義，特定の専門的な講義，心理学でない社会学系・政治学系・哲学系・医学系の人間論や行動科学など。

b. 心理学研究法

- **主 旨** 心理学における実証的研究方法の基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。
- **基本主題** 基本的には、心理学における実験・調査等の研究を主眼とする実証的研究方法、例えば、心理学または教育心理学の基礎研究手順・研究技法・心理学実験法・実験計画法、心理検査法・調査法、心理学における基礎的統計処理法などを含む心理学研究法一般に関する基礎知識、または、その実技的中心になる心理学実験デー

タ処理に関する統計技法の修得などを主眼とする心理統計学に関する「講義」または「演習」であること。

[該当例] 心理学研究法, 教育心理学研究法, 心理学実験法, 実験計画法, 心理測定法, 心理検査法 (人格診断法を含む), 心理統計学, 計量心理学, 情報処理演習 (ただし, 心理学実験・調査データ処理に関する講義・実習) など。

- 副次主題 心理統計学でない一般統計学, 心理学実験を目的とした情報処理技法, 教育評価法など。

[該当しない例] コンピュータ利用のための一般情報処理教育・プログラミング言語実習, 社会調査法, 社会学的研究法など。

c. 心理学実験・実習

- 主 旨 心理学における実験的研究の基礎を修得する意味で心理学基礎実験・実習の経験をもっているかを判定するために設けられている項目。

- 基本主題 原則として実験的技法や実証的技法を基盤とする基礎心理学的実験・実習の実験者および研究対象者 (実験参加者, 調査協力者等) として参加体験することで実験的技法や実証的技法に関する基礎的体系的知識を体得することを目的とした「実験・実習」であること。典型的には, 心理学の各分野の異なった主題で実施するいくつかの小実験・実習に実験者として参加し, 得られたデータを自ら分析し, 毎回報告書を提出することが義務づけられているような実験・実習 (3 単位相当としては, 基礎的な実験を複数含み, 観察, 調査, 検査等を併せて原則 5 種類以上の課題から構成されていること) であることが想定されています。基礎科目という性質から, 卒業論文・卒業研究に直接つながる位置づけの科目は該当しません。

[該当例] 心理学基礎実験, 心理学実験, 心理学実験実習, 心理学実験演習, 行動科学基礎実験, 人間行動学実験実習, 教育心理学実験実習, 社会心理学実験実習など。

- 副次主題 心理検査法実習, 臨床心理学実習, 心理学実験を対象としたコンピュータ実習など。

副次主題の科目においても, 実習した課題ごとの報告書を提出することが必要とされます。

- ☒ 該当しない例] 実際の実験を伴わない実験心理学の講義, 心理学実験研究の文献講読演習, 講義中にデモンストレーションの実験を行った程度の講義, 心理学実験と関係がない一般的なコンピュータ実習 情報処理技法・プログラミング実習や演習, 教職関係などの教育実習, 病院施設などの現場見学, 社会調査実習, フィールドワーク実習など。

II. 認定心理士資格申請の方法

3. 単位認定基準（資格取得に必要な科目と単位）

(2) 選択科目

「選択科目」に関する単位は、5領域のうち3領域以上でそれぞれが少なくとも4単位以上で、5領域の合計が16単位以上という規定になっています。「選択科目」に関しても、各「領域」ごとに「主旨」・「基本主題」・「副次主題」という項があります。「基礎科目」と同様に、3領域においては規定の最低4単位のうち少なくとも2単位分は「基本主題」に対応した単位でなければなりません、残りの単位は「副次主題」に対応する単位でもよいことになっています。

修得単位数小計・認定単位数小計の記入のしかたについては、基礎科目と同様です。

d. 知覚心理学・学習心理学

- **主旨** 知覚心理学または学習心理学の分野に関する基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。
- **基本主題** 基本的には、基礎心理学の下位領域としての知覚・認知・学習・記憶・言語・思考・動機づけ・感情などの分野に関する「講義」または「演習」であること。特殊講義，文献講読演習でもよいことになっています。

[該当例] 知覚心理学，感覚心理学，認知心理学，学習心理学，思考心理学，情報処理心理学，数理心理学，言語心理学，感情心理学，行動分析学，認知科学（心理学的立場による）など。

- **副次主題** 色彩心理学，人間工学など。

[該当しない例] 心理学概論，教育心理学概論などは、内容的にこの分野に触れる部分があってもこの「領域」には該当しません。

e. 生理心理学・比較心理学

- **主旨** 生理心理学または比較心理学の分野に関する基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。
- **基本主題** 基本的には、動機づけ・感情・学習・記憶・知覚・認知などの理解のための生理心理学的ないし比較心理学的内容を中心とした「講義」または「演習」であること。特殊講義，文献講読演習でもよいことになっています。

[該当例] 生理心理学，比較心理学，動物心理学，比較行動学，精神生理学，神経心理学など。

- **副次主題** 神経生理学，行動薬理学，動物生態学，行動生理学など。これらの主題については、生理学者や生態学者などが担当したもので認定の対象にしています。

[該当しない例] 一般生理学, 動物学に関する一般講義など。

f. 教育心理学・発達心理学

● **主旨** 教育心理学または発達心理学の分野に関する基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。

● **基本主題** 基本的には, 学習・発達・人格・評価などの分野を含む教育心理学, および発達の諸段階・発達の原理などを含む発達心理学, あるいは, 教育および発達における心理学の応用分野に関する「講義」または「演習」であること。特殊講義, 文献講読演習でもよいことになっています。

[該当例] 教育心理学, 発達心理学, 児童心理学, 青年心理学, 生涯発達心理学, 教育評価, 教育測定, 教科学習心理学, 教授心理学, 学校心理学, 発達臨床心理学, 心理学的立場によるこども学や進化心理学など。なお, 進化心理学はその内容によっては, d, e に該当する場合や副次主題と判断する場合があります。

● **副次主題** 教育工学, 学業不振児の心理, 教師の心理, 親子関係の心理など。

[該当しない例] 教育学的講義, 社会福祉論的講義, 心理学者によらない児童学や老人学の講義, 一般心理学・心理学概論など, 内容的にこの分野に触れる部分があってもこの「領域」には該当しません。

g. 臨床心理学・人格心理学

● **主旨** 臨床心理学または人格心理学の分野に関する基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。

● **基本主題** 基本的には, 性格や人格特性などの個人差の問題や人格心理学的問題を内容としたものかその測定技法に関するもの, あるいは, その応用面としての臨床心理学的内容を中心とした「講義」, 「演習」あるいは「実習」であること。特殊講義, 文献講読演習でもよいことになっています。

[該当例] 臨床心理学, 人格心理学, 性格心理学, 健康心理学, 福祉心理学, 異常心理学, 精神分析学, 自我心理学, 心理療法, 行動療法, カウンセリング, 面接技法, 児童臨床心理学, 障害者心理学, 行動障害論, 適応障害論, 適応の心理, 臨床心理学実習, 心理検査実習, 犯罪心理学, 非行心理学, 矯正心理学, 教育相談など。

● **副次主題** 精神医学, 行動医学, 心身医学, 精神保健学など。これらの主題については, 医学者などが担当したものでも認定の対象にしています。

[該当しない例] 精神病学, 薬理学など医学・薬学的講義など。

h. 社会心理学・産業心理学

● **主旨** 社会心理学または産業心理学の分野に関する基礎知識を備えているかどうかを判定するために設けられている項目。

● **基本主題** 基本的には, 人間の集団内の行動理解の基礎となる社会心理学や社会心理学的応用問題を中心とした「講義」, 「演習」または「実習」であること。特殊講義, 文献講読演習でもよいことになっています。

[該当例] 社会心理学, 実験社会心理学, 集団心理学, グループ・ダイナミックス, 心理学の人間関係論, 対人関係論, 対人行動論, 対人認知論, コミュニケーショ

ンの心理学，マスメディアの心理学，家族心理学，コミュニティ心理学，環境心理学，産業心理学，組織心理学，労働心理学，消費者の心理，職業心理学，文化心理学，広告心理学，交通心理学，ビジネス心理学，化粧品心理学，被服心理学，社会心理学調査実習など。

- 副次主題 社会学的な社会心理学，心理学的な労働科学など。

[該当しない例] 社会学的視点に基づく環境論，職業論，労働科学，マスコミュニケーション論など。

II. 認定心理士資格申請の方法

3. 単位認定基準（資格取得に必要な科目と単位）

(3) その他の科目

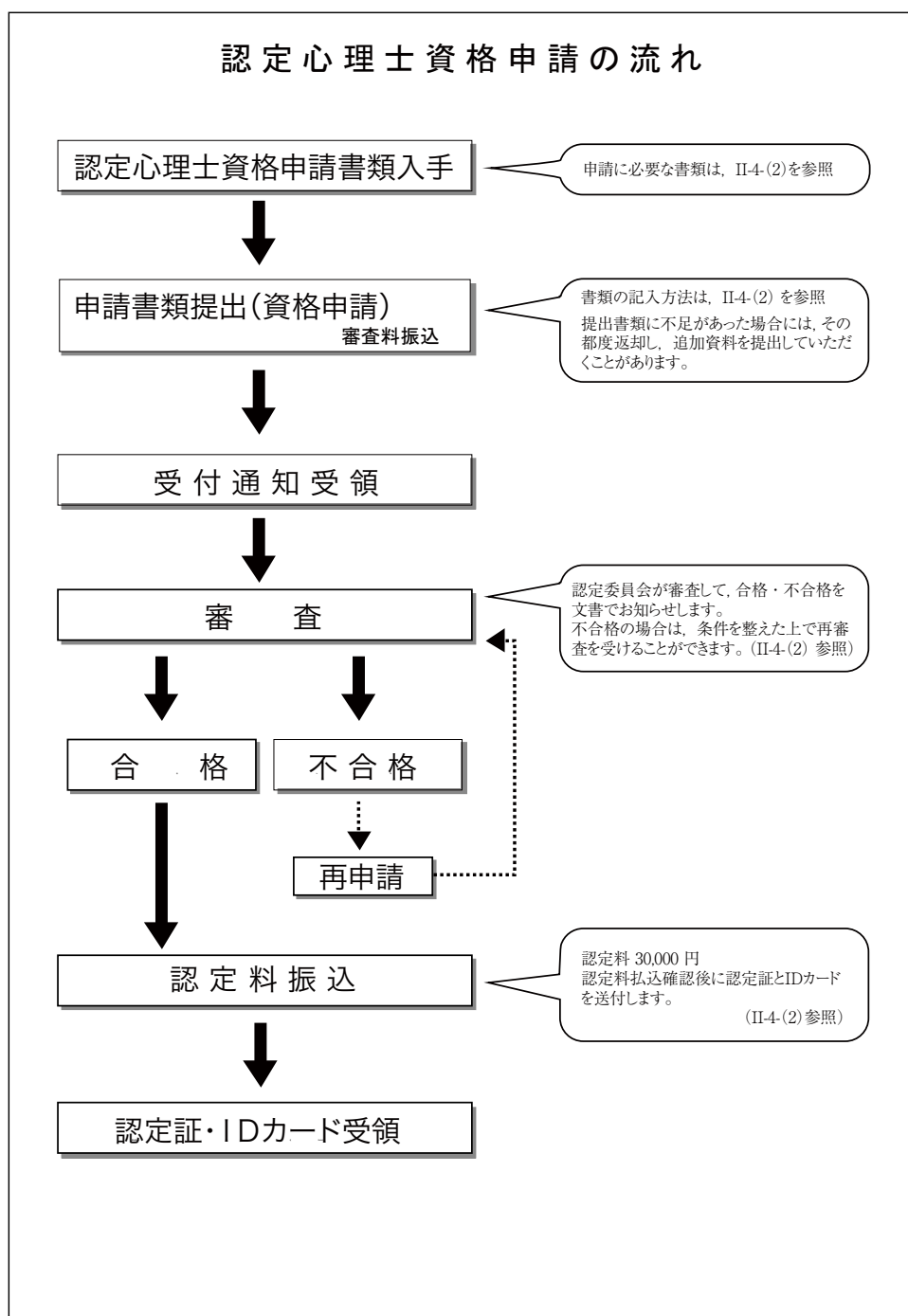
i. 心理学関連科目，卒業論文・卒業研究

- **主 旨** 「基礎科目」・「選択科目」である上記 a から h の複数の領域にかかわる心理学関連科目および「卒業論文」・「卒業研究」。
- **主 題** 「卒業論文」・「卒業研究」は心理学関連科目を担当する教員の指導による心理学に関連したテーマであること。認定に必要な単位としては最大 4 単位までを認めます。

その他，スポーツ心理学，音楽心理学，造形心理学などの心理学関連科目をこの「領域」の単位として認めます。

II. 認定心理士資格申請の方法

4. 認定心理士資格の取得手続き



II. 認定心理士資格申請の方法

4. 認定心理士資格の取得手続き

(1) 申請の種類

(A) 認定申請（大学卒業後の申請）

認定心理士の認定申請は、大学を卒業した後で資格取得希望者が個人の資格で申し込むことを原則としています。四年制の大学を卒業し、その在学期間に取得した単位を認定単位として申請します。大学卒業後、他大学で履修した単位をあわせて申請することも可能です。

(B) 仮認定申請（大学卒業前の申請）

卒業前に「仮認定」を受けて条件付きの「仮認定証」を受領できる「仮認定制度」があります。

仮認定制度は、「申請書どおりの単位が卒業時に修得されていることが認定委員会で確認できた段階で認定心理士の資格を授与する」ということを卒業前に保証するものです。

「仮認定審査」の申請の手続きができる者は、申請書提出時に卒業見込証明書が発行される、在学中の学生に限ります。

(C) 日本心理学会会員の優遇措置

申請時現在まで（社）日本心理学会に5年以上連続して正会員として在籍し、本務校において心理学関連科目を担当する大学等（四年制大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の教員は、所定の手続によってこれらの事項を認定委員会へ届けることによって、資格審査を受け、資格認定を受けることができます。

※ 一括申請

上述の通り、認定心理士の申請は、資格取得希望者が個人の資格で申し込むことを原則としています。ただし、大学の指導により希望者の申請書を一括して取り扱うこともできます。

この一括申請および仮認定に際しては、あらかじめ大学からカリキュラム内容に関して日本心理学会にご相談いただき、学生がそのカリキュラムに即した単位を履修することによって認定資格の条件を満たすと確認されることが必要になります。

大学の科目名や授業内容、配当学年と開講期間、大学での認定単位等がわかるようなシラバス、および授業担当者の所属学会等の情報を添えて、お早めに日本心理学会認定委員会宛にご連絡ください。

また、事前のカリキュラム申請により日本心理学会から認定資格を満たすとの確認を得た場合でも、その後のカリキュラムや担当者変更の際には、実際の学生の申請に不利益が生じることのないよう、あらためて日本心理学会認定委員会宛に、科目・担当者等の新旧対照表や担当者の所属学会等の資料とともに再確認の手続きをお取りください。

II. 認定心理士資格申請の方法

4. 認定心理士資格の取得手続き

(2) 認定心理士資格の取得手続き

(C) 日本心理学会会員の優遇措置の場合

1) 申請書類の入手方法

認定心理士の資格取得希望者は、日本心理学会ホームページ (<http://www.psych.or.jp/>) 上の“申請書類”のページから以下の申請書類をダウンロードしてください。

- | | | |
|---------------------------------|-----|-------|
| ① 認定心理士資格申請の手引き | A4判 | 45ページ |
| ② (様式1) 認定心理士資格認定申請書 | A4判 | 1ページ |
| ③ (様式2) 履歴書 | A4判 | 2ページ |
| ⑤ (様式4) 審査料払込控貼付用紙・IDカード用写真添付用紙 | A4判 | 1ページ |
| ⑥ 提出書類チェックリスト | A4判 | 1ページ |
| (④は必要ありません) | | |

2) 申請書類の記入

申請者は「認定心理士資格認定申請書」(様式1)、「履歴書」(様式2)、に所定の事項を記入し、捺印してください。これらの書類は、日本語(または日本語訳併記の外国語)で書かれていなければなりません。書類作成要領および注意点については次のとおりです。

i) 申請書（様式1）（図1参照）

- ① 書類作成日を記入し、署名・捺印してください。申請者氏名の下に「会員優遇措置希望」とお書きください。
- ② 「勤務先」・「職名」欄は必ずご記入ください。

様式1

認定心理士資格認定申請書

社団法人日本心理学会理事長 殿

私は社団法人日本心理学会認定の認定心理士資格を得たいので、
必要書類を添えて申請いたします。

年 月 日

申請者氏名 _____ 印

氏 名 _____

生年月日 (西暦) _____ 年 月 日

現住所 〒□□□□ - □□□□ _____

_____ 電話 () _____

② 勤務先 _____

職 名 _____ 電話 () _____

図1 申請書

ii) 履歴書（様式 2）（図 2 参照）

履歴書は 2 枚になっています。すべてご記入ください。

- ① 発行された証明書類と現在の姓名が異なる場合は、「旧姓」欄に記入してください。
 - ② ローマ字は認定心理士証（ID カード）に記載されますので、必ずご記入ください。
 - ③ 「住所」欄は申請にかかわる通知や問合せ等の送付先、および ID カード記載の住所となりますので、変更予定のある場合は併記してください。
 - ④ 「勤務先・職名」欄は必ずご記入ください。
 - ⑤ 写真の大きさ（縦 3 cm × 横 2.5 cm）は厳守してください。
- ※ 同サイズの写真（ID カード作成用）をもう 1 枚、様式 4 に添付してください。
- ⑥ 「学歴」は高等学校以降の学歴について、卒業または修了の年月をご記入ください。
 - ⑦ 書類作成日を記入し、署名・捺印してください。
 - ⑧ 日本心理学会の 6 桁の会員番号を所定の欄に記入してください。

様式 2

履 歴 書

フリガナ 氏 名 _____ 旧 姓 _____

② 氏 名 (ローマ字)
(姓) _____ (名) _____

生年月日 _____ 性 別 _____
(西暦) 年 月 日生 歳 男 ・ 女

(社) 日本心理学会
会 員 会員番号 _____

非会員
(当てはまる方に○をつけて下さい)

③ 住所・電話番号 〒□□□□ - □□□□□□ _____ 都道
府県

電話 () _____ Fax () _____

e-mail _____

④ フリガナ
勤務先・職名: _____

住所: 〒□□□□ - □□□□□□ _____

電話 () _____ 内 線: _____

本籍 (都道府県名のみ) _____

⑤
写 真
縦 3 cm×横 2.5 cm

図 2 履歴書 (1 枚目)

⑥ → 学 歴

年	月		高等学校卒業
年	月	大学	学部 学科卒業
年	月	大学	学部 学科卒業
年	月		
年	月		
年	月		

主 要 職 歴

年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	

所属学会名

年 月 日

⑦ ←

以上のとおり相違ありません

氏名

印

図 2 履歴書 (2 枚目)

3) 申請書類の送付

下記の書類を、提出チェックリストを使って確認した上で提出してください。

- ① (様式1) 認定心理士資格認定申請書
所定の様式1に記入し、署名・捺印したもの。申請者氏名の下に「会員優遇措置希望」と記載したもの。
- ② (様式2) 履歴書
所定の様式2に記入し、署名・捺印したもの。会員番号を所定の欄に記載したもの。
- ③ (様式4) 審査料控貼付用紙・IDカード用写真添付用紙
「審査料」の払い込みは不要です。IDカード用の顔写真を切り込みに挿み込まれたもの。
- ④ 書類受領通知用はがき
官製はがきに宛先として住所・氏名を記入したもの。
- ⑤ 申請時点での本務校の担当科目のシラバス
担当している科目のシラバスをコピーし、開講年度がわかる資料を添えたもの。
- ⑥ 提出書類チェックリスト
上記①～⑤までの書類を確認し、チェックしたもの。

以上を、角2サイズ(A4を折り曲げずに入る大きさ)の封筒に“認定心理士申請書類在中”と朱書きしたものに入れて事務局へ簡易書留でお送りください。

書類の送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目23-13 田村ビル内
(社) 日本心理学会認定委員会

4) 申請書類の受け付け

書類が事務局に到着した後、必要書類が揃っているかどうか、および、提出書類の形式などを確認します。申請書類に不備・不足があった場合、書類を修正していただきますので、委員会に審査されるまでの期間が2～3か月遅れる場合があります。必要書類が揃っていれば受理し、審査される委員会の日程をはがきでお知らせします。

5) 認定作業の期間

「認定心理士」の資格取得を希望する者は原則的には随時申請できますが、資格認定委員会は年およそ6回の開催ですので、通常、書類を提出してから審査結果が通知されるまで2～3か月かかります。委員会の審査で内容が不明確であると判断された場合、再提出を要請されることがあります。この場合には郵送費以外に特別な費用はかかりませんが、認定作業がさらに数か月程度遅れます。

6) 審査結果

① 合格

資格認定委員会での審査後、審査に合格すれば、事務局から「認定の通知」と「郵便振替用紙」を送付いたしますので、「認定料」(30,000円)を「郵便振替」で送金してください。「認定料」が事務局に到着後、「認定心理士認定証」とカード形式の「認定心理士証 (IDカード)」を送付します。「認定料」が払い込まれなければ、「認定心理士」の名簿に登録されません。また、一定期間払い込みがない場合、審査合格を取り消されることがありますのでご注意ください。

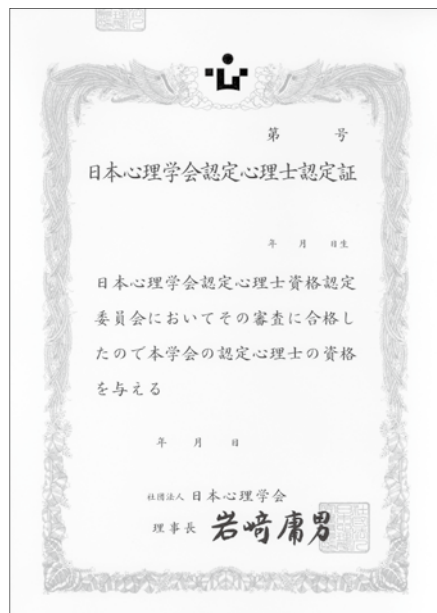
② 不合格

不合格の場合は、認定が不許可になった旨の通知があります。この場合でもすでに納入した審査料は返却されません。

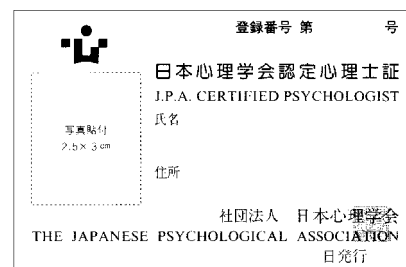
一度不合格となった場合でも、認定の条件を充たした後に再度審査を受けることは可能です。再審査をご希望の場合は、事務局にお問い合わせください。

7) 認定心理士認定証とIDカード

日本心理学会では次のような「認定心理士認定証」と常時携帯することができるカード形式の「認定心理士証 (IDカード)」を発行します。



日本心理学会認定心理士認定証



認定心理士証 (IDカード)

認定証・認定心理士証

III

認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

1. 認定心理士資格認定制度の経緯

ここで認定心理士制度が制定されるまでの経緯を簡単に紹介します。

1984年4月に、「日本心理学会」(萩野源一理事長)が学会活動や学会運営に関して会員の意見調査をしたところ、心理学関係の「資格問題」について回答者の6割以上が関心があるとのことでした。そこで、当時から学会に設置されていた「将来像検討小委員会」(委員10名,担当:間宮武・浅井邦二両常任理事)が中心になって関係諸学会と連絡を密にして情報を収集した結果、1985年9月に新たに「資格検討委員会」(委員10名,担当:間宮武・相馬一郎両常任理事)が設置されて、心理学の資格問題に関連する諸問題の検討が始まりました。この委員会の討議に基づいて、病院などに勤務する心理技術者の待遇問題などを想定した診療報酬と資格問題について、厚生省に理事長名(本明寛理事長)で最初に陳情書を提出したのもこの頃です。

当時、資格問題は臨床関係の諸学会で関心が急速に高まっていて独自の案の検討が活発に始まっていました。1986年11月、「日本心理学会」は、資格問題担当常任理事をおくとともに資格に関する特別委員会を設置することを決定し、1987年2月には、資格問題に関して「資格問題対応小委員会」,「資格認定制度検討小委員会」の2委員会を設置して具体的な検討に入りました。

「対応小委員会」(末永俊郎委員長以下委員9名)は、心理学関係者の幅広い意見の収集や関係機関との接触、緊急な対応、枠組みの設定など全般的かつ大局的な立場から方針を立てることを職務とし、他方、「制度検討小委員会」(台利夫委員長以下委員13名)は、資格認定制度を具体的に立案するための委員会でした。両委員会で10数回の討議を重ねた結果、おおよそ次のような結論が得られました。

すなわち、①心理学の認定資格は基本的に各種専門領域を含むいわゆる心理学界全体の支持が必要であること、②この心理学界に共通するかたちの基礎資格の認定制度を制定することが望ましいこと、③その意味で、この資格水準は特殊な心理学専門教育を受ける大学院修了者というよりは、四年制大学における心理学履修者を対象におくかたちの方が妥当であろうということ、④認定された資格は「認定心理士」とよぶのが妥当であろうということ、⑤認定業務をどのような組織が行うかは別に検討するとして、認定自体は「日本心理学会」が行うかたちにすべきであること。

現在の「認定心理士」という資格の基盤と特色は当時の考え方を背景にして成立したものであると見てよいでしょう。翌1988年10月には、認定業務の具体的な方向を確立させるための実行委員会を設置すること、認定業務に関連諸学会の了解と支持を

得て作業を進めることなどの基本方針が決定されて、この方針が日本心理学会議員総会においても承認が得られました。かくして、両小委員会を統合発展させた実行機関としての「日本心理学会基礎資格認定制度実行委員会」（末永俊郎委員長以下、心理学の関連諸学会から選出された委員 12 名）が発足しました。

この実行委員会は、まず、会員、資格認定に対して当面直接の対象者となる若手会員に対してアンケート調査を実施し、この認定制度に強い関心をもっていることを確認した上で認定業務に必要な諸規則の検討に入り、翌 1989 年 11 月には「資格認定制度規則」・「資格認定委員会規則」・「認定資格細則」・「同別表」などの大綱がまとめられ、これらが理事会・総会で諮られてそれぞれ大筋で了承が得られたので、以後、認定業務は日本心理学会の常置委員会である「認定心理士資格認定委員会」に引き継がれることになりました。

実際の認定業務が開始されたのは 1990 年 6 月以降ですが、初代の「認定委員会」（本明寛委員長以下委員 13 名）が業務を開始して日本心理学会理事長名（金子隆芳理事長）で最初の「認定心理士」を認定したのは、1990 年 9 月で 37 名の者が資格を取得しました。以後、回を重ねるにつれて「認定心理士」に認定される心理学専攻者が着実に増加してきています（2007 年 3 月末現在の資格取得者は 19,447 名です）。

「日本心理学会」は 1994 年 9 月に社団法人に認可されて、正式には「社団法人日本心理学会」（松山義則理事長）という名称になりましたので、認定心理士も「社団法人日本心理学会認定心理士」という名称に変更されて現在に至っています。

Ⅲ. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

日本心理学会では「社団法人日本心理学会定款」（1994年9月20日より施行）の第4条において、「認定心理士の資格認定」を「事業」の第7項として挙げ、「社団法人日本心理学会細則」（同日施行）の第18条の中で、「社団法人日本心理学会資格認定委員会」を常置委員会として設置しております。実は、「認定心理士」の認定制度そのものは、日本心理学会が社団法人に認可される以前の1990年にすでに発足しており、その認定事業を円滑に運営することができるようにするために、かねてよりいくつかの運営上の規約を制定してきましたが、日本心理学会が社団法人となったことによって、現在、認定心理士の認定事業は、すべて前記の「定款」と「学会細則」がいわゆる親規程になっています。資格認定に係る諸規則は以下のとおりです

- (1) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則（1990年制定，2007年改正）
- (2) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度手続細則（1990年制定）
- (3) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会規程（1990年制定，1994年改正，2000年改正，2007年改正）
- (4) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則（1990年制定，1997年改正，1999年改正，2001年改正，2002年改正，2007年改正）
- (5) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則別表（1990年制定，1997年改正，2001年改正，2007年改正）

Ⅲ. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

(1) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則

第1条 目的

この制度は（社）日本心理学会定款第4条第7項に基づき、心理学専攻者の専門性の向上に資するため、その基礎的資格を審査し、（社）日本心理学会認定心理士（以下、認定心理士と略称）の認定を行うものである。

第2条 資格認定

（社）日本心理学会は資格認定の業務遂行のため、（社）日本心理学会認定心理士資格認定委員会（以下、認定委員会と略称）を置く。認定委員会の運営は別に定める認定委員会規程に基づいて行われる。

2 資格認定は認定委員会が行う審査に基づいて日本心理学会理事長が行う。

第3条 認定に必要な要件は別に定める認定資格細則による。

第4条 認定の申請及び手続き

認定の申請及び手続きは別に定める。

第5条 認定を受けた者は認定心理士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。

2 認定を受けた者に不正が明らかになった場合には、認定を取り消すことができる。

第6条 認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。

2 （社）日本心理学会理事長は守秘義務の監督の責任を負う。

第7条 本規則の改正は理事会の承認を得るものとする。

附則1 本規則は1990年6月2日より実施する。

附則2 本規則の改正は2007年4月1日より実施する。

Ⅲ. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

(2) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度手続細則

第1条 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則に基づく資格認定を受けようとするものは、審査料を添えて所定の申請書類を（社）日本心理学会認定心理士資格認定委員会（以下、認定委員会と略称）に提出しなければならない。

第2条 認定委員会は資格認定申請者の提出した申請書類により認定資格細則に基づく審査を行う。

第3条 認定委員会委員長は資格認定の審査結果を（社）日本心理学会理事長に報告するとともに、審査結果を申請者に通知する。

第4条 （社）日本心理学会理事長は前条の手続による合格者のうち、認定料を納付したものを認定心理士として認定する。

2 上記の認定を受けたものは（社）日本心理学会認定心理士名簿に登録され、（社）日本心理学会理事長より認定心理士認定証を交付される。

在学中で条件を満たし、認定された者には「仮認定証」が交付される。

第5条 当分の間審査料は10,000円、認定料は30,000円とする。

第6条 本規則の改正は、認定委員会の議を経て（社）日本心理学会理事会の承認を得るものとする。

附則 本規則は1990年6月2日より実施する。

Ⅲ. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

(3) 社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会規程

1. 定款第4条(7)及び細則第18条(2)に基づく社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会(以下、委員会という。)は、この規程の定めるところによる。
2. 委員会は、資格認定のための審査及びその他の関連業務を行う。
3. 委員会は、委員若干人で組織する。
 - 2 委員は、正会員の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、4年を超えて在任することはできない。
 - 4 委員長は、常務理事の中から理事長が指名する。
 - 5 委員長の任期は、常務理事の在任期間とする。
 - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
4. 委員会における資格認定に関する議事は、非公開とする。
5. 資格認定に係る手続細則は、別に定める。
6. 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- (1) 本規程は、平成6年9月20日より施行する。
- (2) 本規程の改正は、平成12年3月11日より施行する。
- (3) 本規程の改正は、平成19年4月1日より施行する。

Ⅲ. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

(4) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則

第1条 社団法人日本心理学会認定心理士（以下、認定心理士と称する）資格認定制度規則第3条の規定による認定資格は、本細則の定めるところによる。

第2条 認定資格の条件は次の各項を満たすものとする。

(1) 16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。

(2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連専攻の学科において、別表に掲げる科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者、および、それと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

第3条 第2条の規定にかかわらず、連続して5年以上社団法人日本心理学会に会員として在籍し、本務校において心理学関連科目を担当する大学等（4年制大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の教員は、所定の様式によってこれらの事項を認定委員会へ届けることにより、資格審査を受け、資格認定を受けることができる。

第4条 第2条(2)に定める科目取得の認定に当たっては次の各項による。

(1) 別表の科目名を参照しながらも、それぞれの大学ないし学科の実情に応じ、名称に捉われないで当該内容が含まれるか否かによって判定する。合計は36単位以上とする。

(2) 心理学概論は、一般教育や教職教養における科目をもって充当することもできる。

(3) 複数領域にまたがる科目を該当させることもできる。ただし、その科目をもって複数科目を修得したとすることはできない。

(4) 基礎科目のa、bは各4単位以上、cは3単位以上修得し、合計で12単位以上となること。

(5) 選択科目d～hの5領域のうち3領域以上で、各領域4単位以上、合計16単位を満たしていること。

(6) 残り8単位はa～hの任意の科目または「その他の科目」(i)で充当すること。

(7) 卒業論文は、卒業論文を単位として授与する機関に限り、その機関で授与している単位数のうち、最大4単位までを認定のための単位としてその他の科目iの単位として充当できるものとする。

附則1 本規則の改正は認定委員会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則 2 第 3 条に該当する場合の審査料は無料とし、認定料は 30,000 円とする。

附則 3 本規則の改正は 2007 年 4 月 1 日より実施する。なお、2012 年 3 月までは、従来の規則による申請も可とする。

III. 認定心理士資格認定制度の経緯と関係諸規則

2. 認定心理士関係諸規則

(5) 社団法人日本心理学会認定心理士認定資格細則別表

認定心理士の資格認定を受けるためには、修得単位に関する基礎資格として、下記のような科目の修得が必要とされる。すなわち、「基礎科目」は a, b の各領域 4 単位以上, c の領域 3 単位以上で、小計が 12 単位以上であること、「選択科目」は d, e, f, g, h の 5 領域中 3 領域以上で各領域 4 単位以上、かつ、5 領域の小計が 16 単位以上であること、これに「その他の科目」(i) の単位を加えて総計 36 単位以上であることが必要とされる。ただし、「その他の科目」以外の各領域は「基本主題」と「副次主題」のいずれかに分類される。各領域で必要な単位は 4 単位以上であるが、この 4 単位中少なくとも 2 単位は「基本主題」に属する単位でなければならない。残余の単位分は「副次主題」に属する単位でもよい。「卒業論文」は、最大 4 単位までが「その他の科目」(i) の領域の単位として認められる。

(1) 基礎科目 (12 単位以上)

a. 心理学概論

- **基本主題** 心理学概論, 教育心理学概論, 基礎心理学, 一般心理学, 心理学中心の行動科学概論・行動科学など
- **副次主題** 心理学史, 社会心理学概論, 学習心理学概論, 人格心理学概論, 発達心理学概論, 臨床心理学概論など

b. 心理学研究法

- **基本主題** 心理学研究法, 教育心理学研究法, 心理学実験法, 実験計画法, 心理測定法, 心理検査法 (人格診断法を含む), 心理統計学, 計量心理学, 情報処理演習 (ただし, 心理学実験データ処理に関する講義・実習) など
- **副次主題** 心理統計学でない一般統計学, 心理学実験を目的とした情報処理技法, 教育評価法など

c. 心理学実験・実習

- **基本主題** 心理学基礎実験, 心理学実験, 心理学実験実習, 心理学実験演習, 行動科学基礎実験, 人間行動学実験実習, 教育心理学実験実習, 社会心理学実験実習など
- **副次主題** 心理検査法実習, 臨床心理学実習, 心理学実験を対象としたコンピュータ実習など

(2) 選択科目 (16 単位以上)

d. 知覚心理学・学習心理学

- **基本主題** 知覚心理学, 感覚心理学, 認知心理学, 学習心理学, 思考心理学, 情報処理心理学, 数理心理学, 言語心理学, 感情心理学, 行動分析学, 認知科学 (心理学的立場による) など
- **副次主題** 色彩心理学, 人間工学など

e. 生理心理学・比較心理学

- **基本主題** 生理心理学, 比較心理学, 動物心理学, 比較行動学, 精神生理学, 神経心理学など
- **副次主題** 神経生理学, 行動薬理学, 行動生理学, 動物生態学など

f. 教育心理学・発達心理学

- **基本主題** 教育心理学, 発達心理学, 児童心理学, 青年心理学, 生涯発達心理学, 教育評価, 教育測定, 教科学習心理学, 教授心理学, 学校心理学, 発達臨床心理学, こども学 (心理学的立場による), 進化心理学など
- **副次主題** 教育工学, 学業不振児の心理, 教師の心理, 親子関係の心理など

g. 臨床心理学・人格心理学

- **基本主題** 臨床心理学, 人格心理学, 性格心理学, 健康心理学, 福祉心理学, 異常心理学, 精神分析学, 自我心理学, 心理療法, 行動療法, カウンセリング, 面接技法, 児童臨床心理学, 障害者心理学, 行動障害論, 適応障害論, 適応の心理, 臨床心理学実習, 心理検査実習, 犯罪心理学, 非行心理学, 矯正心理学, 教育相談など
- **副次主題** 精神医学, 行動医学, 心身医学, 精神保健学など

h. 社会心理学・産業心理学

- **基本主題** 社会心理学, 実験社会心理学, 集団心理学, グループ・ダイナミックス, 心理学的人間関係論, 対人関係論, 対人行動論, 対人認知論, コミュニケーションの心理学, マスメディアの心理学, 家族心理学, コミュニティ心理学, 環境心理学, 産業心理学, 組織心理学, 労働心理学, 消費者の心理, 職業心理学, 文化心理学, 広告心理学, 交通心理学, ビジネス心理学, 化粧心理学, 被服心理学, 社会心理学調査実習など
- **副次主題** 社会学的な社会心理学, 心理学的な労働科学など

(3) その他の科目

- i. **心理学関連科目, 卒業論文・卒業研究** 原則的に a～h の複数の領域にかかわる心理学関連科目。卒業論文, 卒業研究は最大 4 単位まで